

桑名市 介護予防支援室

令和8年度 介護報酬改定について

～ひと、くらし、みらいのために～



SECTION 01

令和8年度改定の概要・背景



期中改定実施にいたる背景

総合経済対策の閣議決定

「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、介護職員等の他職種と遜色のない処遇改善が示されました。

「他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」

異例の「期中改定」

本来予定されていた令和9年度の定時改定を待つことなく、令和8年度中に機動的な期中改定に踏み切ります。

政府経済見通し等を勘案し、必要な財政処置とサービス維持へ迅速かつ確実に対応します。



改定率と国費投入の規模

+2.03%

全体改定率

決定された措置と内訳

- 処遇改善への充当分：+1.95%
- 食費基準費用額引上げ分：+0.09%
- 国費影響額（予算額）：+518億円（令和8年度）

※これらの予算及び措置を、介護職員の安定確保や、施設の健全な経営と安全なサービスの維持に直結させます。



SECTION 02

処遇改善加算の戦略的拡充



介護従事者の処遇改善における主要3施策



対象を広く拡大

対象を「介護従事者」全般に拡大。幅広く平均月1.0万円（3.3%）の賃上げを断行します。



生産性向上への上乗せ

生産性向上や協働化へ取り組む事業者に対し、介護職員1人あたり月0.7万円（2.4%）を更に上乗せ。



未対象サービスの追加

従来加算枠のなかった「訪問看護」「訪問リハ」「居宅介護支援・介護予防支援」を新たに処遇改善加算の対象とします。

合計：介護職員について最大月1.9万円（6.3%相当）の賃上げを今回実施（定期昇給0.2万円含む）。



特例要件の要点と事務負担の軽減

-  ア) 訪問・通所サービス等の特例要件：「ケアプランデータ連携システム」に加入し、実績を報告すること。
-  イ) 施設サービス等の特例要件：「生産性向上推進体制加算Ⅰ」または「Ⅱ」の取得、および実績を報告すること。
-  ウ) 社会福祉連携推進法人への所属：社会福祉連携推進法人へ加入、もしくは所属していること（上記の代わりに代替可能）。
-  申請事務における事業者負担の緩和：新規加算の申請手続きをスムーズにするため、申請段階では「利用・取得の誓約」のみで算定を可能とする。



主要サービス区分の新旧加算率一覧

サービス区分	加算Ⅰ イ	加算Ⅰ ロ(新設)	加算Ⅱ イ	加算Ⅱ ロ(新設)	加算Ⅲ	加算Ⅳ
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
認知症対応型共同生活介護	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%

【新規対象（新設加算）】訪問看護 1.8% | 訪問リハビリテーション 1.5% | 居宅介護支援・介護予防支援 2.1%



SECTION 03

食費基準費用額の改定と補足給付



食費見直しの背景と補足給付

食材・燃料価格高騰を反映

近年の食材料費の上昇を踏まえ、令和9年度の定時改定を待たず、令和8年8月より基準費用額（食費）を日額100円引き上げます。

低所得者層への適切な保護

低所得者に配慮し、負担限度額を超える差額は「補足給付」として特定入所者介護サービス費（保険給付）より全額補填されます。



食費の基準費用額と負担額の変更

区分 / 利用者負担段階	令和8年7月まで	令和8年8月から	増減
基準費用額 (施設提供の平均食費)	1,445円 / 日	1,545円 / 日	+100円
第1段階 (生活保護受給者等)	300円 / 日	300円 / 日	据え置き
第2段階 (低所得の年金受給者等)	390円 / 日	390円 / 日	据え置き
第3段階① (年金収入等 82.65万超)	650円 / 日	680円 / 日	+30円
第3段階② (年金収入等 120万超)	1,360円 / 日	1,420円 / 日	+60円



令和9年度 定時改定に向けた検討方針

経営の実態把握と報酬適正反映

「介護事業経営実態調査」等に基づいて、事業者の正確な収支・経営状態を詳細に把握します。

これをベースに物価や賃金の上昇を速やかに反映、さらなる離職防止と介護分野の人材確保に努めます。

制度の持続性と適正な評価

介護保険制度全体の持続可能性の確保に向け、サービスの提供体制や形態に応じた更なる「効率化・適正化」を推進。

有料老人ホームへの各種法改正も含め、介護保険に関する制度全般を総合的に見直し再構築します。



事務連絡：令和8年3月13日版

令和8年度 介護職員等処遇改善加算 「Q&A（第1版）」徹底解説

処遇改善計画における実務上の留意点、賃金改善の方法、対象要件の定義のポイントを整理。



賃金改善方法と対象経費の基本

処遇改善加算を算定するための賃金水準の基準点定義、職員変動時の特別調整、手当の適用判断基準について詳しく解説します。



賃金改善額の基準点と算出の原則

問1-1 原則

基準点（分母）の設定方法

原則として、初めて本加算（旧3加算、交付金を含む）を算定した年度の前年度における賃金水準を比較対象の基準点とします。

処遇改善加算を原資として実際に実施した「賃金改善額」は、この基準水準と実際の賃金総額（法定福利費の事業主負担増分を含む）との差額から算出します。

問1-1 例外

前年度比較が困難な場合等の対応

職員構成の大幅な変動や、新規開設事業所等により、前年度の賃金推計が困難な場合は、例外的な算出が可能です。

「加算を除いた介護報酬総単位数の見込額に基づく営業計画・賃金計画」を策定した上で適切に試算する方法等により、基準点を定めることができます。



職員変動時における前年度賃金の調整方法

問1-2

退職や新規採用等により自然減・入れ替わりが発生し、ベースダウンを行っていないにもかかわらず比較賃金総額が下回る場合は、前年度実績（②の額）を以下のように調整・推計できます。

年度・区分	勤続10年 (35万円/月)	勤続5年 (30万円/月)	勤続1年 (25万円/月)	賃金総額※
R7実績（実際の人数）	10人 (4,200万円)	5人 (1,800万円)	5人 (1,500万円)	7,500万円
R7実績（調整後）	5人 (2,100万円) ※5人退職と仮定	5人 (1,800万円) ※調整なし	10人 (3,000万円) ※5人採用と仮定	6,900万円
R8実績（実際の人数）	5人 (2,100万円)	5人 (1,800万円)	10人 (3,000万円)	6,900万円

※ 加算等の影響を除く。退職者は在籍しなかったもの、新規採用者は同等職員が在籍したものとして推計。



手当・対象経費の判断基準と適格性

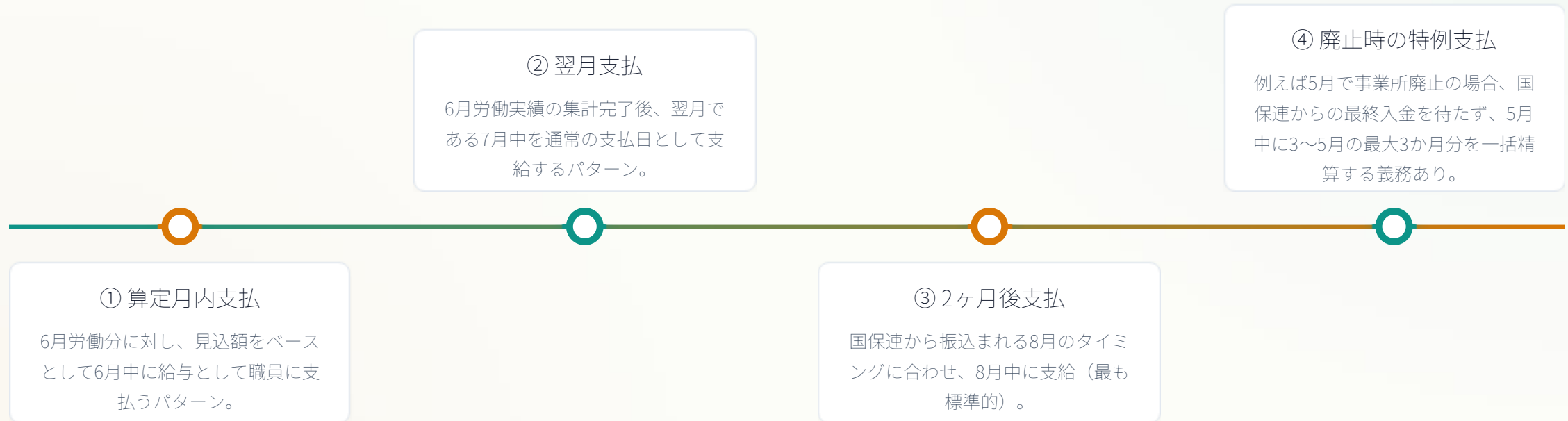
- ✔ 決まって毎月支払われる手当（問1-3）
労働と直接関係し、個人的事情に関わらず支給される手当。名称（資格・役職手当等）は問わず、月ごとに額が変動しても定期的であれば該当。※通勤・扶養手当等は対象外。
- ✕ 要件対応費用の賃金改善除外（問1-5）
キャリアパス要件や職場環境等要件の整備に伴う費用（研修受講費、システム導入費等）は「賃金改善」の範囲には絶対に含まれません。
- ✔ 時給・日給の引き上げ（問1-4）
非常勤等の時給・日給額を直接改善することは基本給の引き上げと同様に取り扱って差し支えありません。時給・日給への上乗せ分も「毎月の手当」と同等に扱えます。
- ✔ 法定福利費等の事業主負担（問1-7）
加算による賃金改善に伴い増加した、社会保険料（健康・厚生年金等）や労災保険・雇用保険料、外形標準課税の増加事業主負担分は賃金改善額に算入可能です。



賃金改善の支払スケジュールと事業所廃止時の特例

問1-8-1, 1-8-2

支給時期は以下の任意パターンから選択可能です。ただし、事業所が廃止になる場合は最終月の精算が必要です。



対象者・配分方法と特別事情時の手続き

加算額の配分対象範囲、多様な雇用・委託形態への適応方法、経営悪化時における賃金引き下げの例外的特例について解説します。



配分の柔軟性と介護職員以外の職種への適用

-  全職種を対象とした柔軟な配分設計（問2-1, 2-1-2）
介護職員の処遇改善を最重視しつつ、事業所内の医師、看護職員、リハビリ職、生活相談員、更には事務職員まで含め、事業所の裁量による柔軟な配分・設計が容認されています。
-  「年額440万円以上」制限の撤廃（問2-2）
令和6年度以降の新たな算定ルールとして、既に440万円以上の高水準に達している職員に対しても、加算を原資とした賃金改善の追加配分を妨げません。
-  派遣労働者や出向・委託者への拡大（問2-4, 2-5-1, 2-5-2）
派遣労働者や業務委託契約の介護職員等についても、派遣元や委託事業者との協議のもと、委託費等へ加算相当額を上乗せ・計画化することで、賃金改善の直接対象に含まれます。



経営悪化による賃金引き下げ時の特別手続き



特別事情届出書の提出義務（問1-11, 1-12）

サービス利用者の大幅減少により経営が悪化し、一定期間赤字が継続、または資金繰りに重大な支障が生じたことで賃金水準の維持が困難となった場合には、「特別事情届出書」を指定権者に提出する必要があります。



労使間の合意が絶対条件（問1-11, 1-13）

賃金全体の水準低下は、労働者の就業規則「不利益変更」に該当するため、合理的な理由に基づく誠実な労使協議および同意が必要不可欠です。



状況改善後の「速やかな復元義務」

経営赤字・特別な経営状況が改善した場合は、可能な限り速やかに引き下げ前の水準に賃金水準を戻す必要があります。



キャリアパス要件と令和8年度特例

職員の能力評価から具体的な研修計画、キャリアに応じた昇給、そして令和8年度から重要度を増すデジタル特例要件について紐解きます。



キャリアパス要件と職場環境等要件の実践



要件 I・II（体制と計画）

職位・職務に応じた任用要件と賃金体系を内規等で明文化し、職員全体に書面周知。

「資質向上のための目標」とOJT等の具体的計画を策定し、個別面談による自己・他者評価を定期的に実施すること。



要件 III・IV（昇給・高年収）

能力・資格に応じた「昇給の仕組み（基本給・手当・賞与等）」の明文化（要件III）。

加算適用後に「年額440万円以上」に達する経験・技能職員を1人以上（法人内一括申請時は申請事業所数以上）設定・確保（要件IV）。



職場環境・その他要件

資質の向上や生産性向上ポータルを活用、有給休暇取得目標を定めた意識改革等の推進。

前年度から加算を継続算定する場合、新規の取組を毎年追加する義務はなく、従前の取組を適切に維持・継続すれば満了します（問7-1）。



令和8年度特例要件の定義と根拠資料

問8-1～8-4

特例要件は令和8年6月以降の算定に係る要件（一部4,5月の前倒しあり）です。提出は原則不要ですが、指定権者からの求めがあれば速やかに提出（2年間保存義務）する必要があります。

番号	特例要件の内容	整備すべき「根拠資料（客観的証明）」の例
1	ケアプランデータ連携システムの加入・利用実績	データの送信又は受信の実績・記録（日付等）が明瞭に撮影された、システム使用画面のスクリーンショット。
2	申請時点における生産性向上推進体制加算の算定	介護サービス事業者等として指定権者に届出を行った「届出関係書類の写し」。
3	実績報告時までに生産性向上推進体制加算を算定	実績報告書の提出期限に間に合うように完了した、推進体制届出書の写し。
4	所属法人が「社会福祉連携推進法人」に参加	社会福祉連携推進法人としての認定を受けるに当たって所轄官庁に提出し、受理された認定申請書の写し。



地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和8年度当初予算 12億円（12億円）※0内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 83億円（国土強靱化分62億円、大規模修繕等分21億円）

1 事業の目的

- 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、都道府県や市町村が作成する整備計画に基づく、施設及び設備等の整備事業について支援し、利用者の安全・安心を確保する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※ 既存ストックの有効活用の観点から、中長期的な修繕計画の作成を求める

① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

広域型
小規模

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を支援

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

小規模

- 施設の老朽化に伴う大規模修繕を支援
- 耐震化改修、水害対策に伴う改修等、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等の改修を支援

③ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

広域型

- 社会福祉連携推進法人等の老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援
- 国土強靱化対策と一体的に行う老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援（R7補正：新規）

④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業・水害対策強化事業

広域型
小規模※

- 災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、
・ 非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備や水害対策に伴う改修等を支援
- ・ 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を支援（※広域型施設・小規模施設も対象）

⑤ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業・換気設備整備事業

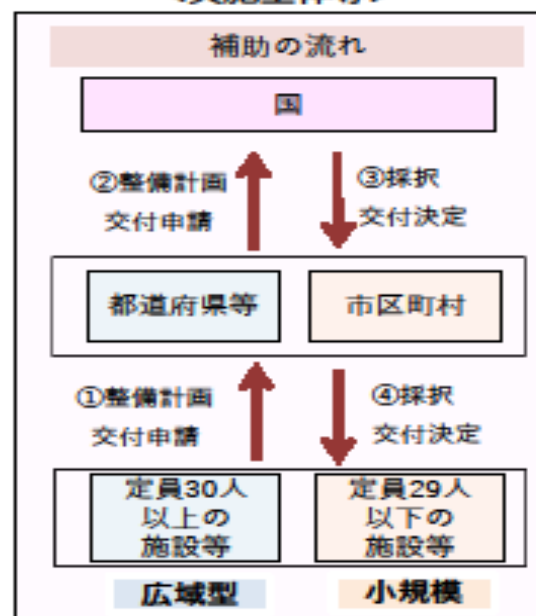
広域型

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修を支援
- 感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を支援

令和8年度補助基準単価の見直し

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、補助基準単価の上限額について、地域医療介護総合確保基金の配分基礎単価の見直しと同様に、**+7.7%相当の引上げ**を行う。

＜実施主体等＞



～現場で役立つ法的知識～

高齢者虐待防止とプライバシー・個人情報保護

内緒にして
と言われたけど
黙っててもいい
のかな・・・

支援記録
にどうやって書け
ばいいの・・・

痣の写真
を撮っても大
丈夫かな・・・

日 時

令和 8年10月23日(金)18:00～20:00

※開場 17:40

会 場

くわなメディアライヴ1F 多目的ホール

内 容

●講義『高齢者虐待防止と個人情報の基本』

講師：弁護士 伊藤 正朗 氏
いとう まさあき

講師プロフィール

平成22年 弁護士登録
平成25年 三重県庁法務・文書課（任期付公務員）
平成28年 南新町法律事務所開業
子どもの権利委員・高齢者障害者支援センター・法教育委員会・犯罪被害者委員会・ADR委員会等の複数の委員会活動を精力的に行い、三重県高齢者・障がい者虐待対応専門職チームの一員として、虐待認定を受けた施設の改善取組等の支援も行われています。

●グループワーク「こんな時どうする」

対象者

ケアマネジャー、介護事業所、医療機関、
法律専門職、認定調査員など
福祉医療法律関係者

法定研修
だよっ！



【お問い合わせ】
桑名市介護予防支援室
TEL 0594-24-5104

【申込】詳細は裏面
参加用QRコード →
FAX:0594-26-1548



<https://forms.gle/MTLPgo4DopwGT7YX7>

権利擁護研修会

申込〆切：令和8年10月9日（金）

※上記のお申し込みが困難な場合はご記入の上、FAX送信してください。

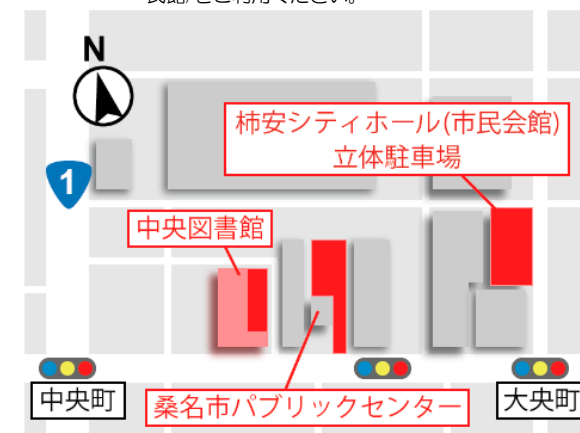
FAX： 0594-26-1548 （介護予防支援室）

事業所名		
連絡先（TEL）		
参加者氏名		
事前質問		

※ご記入いただいた情報は、当研修の運営及び報告書のみに使用させていただきます。

～駐車場のご案内～

※柿安シティホール立体駐車場又は、パブリックセンター（旧中央公民館）をご利用ください。



| 9月30日（水）までに、
LoGoフォームにて集団指導出席確認票をご提出ください。



URL : <https://logoform.jp/form/XAEm/1672714>

